

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和2年9月16日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900309 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000024 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 10 年 2 月から平成 20 年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 10 年 2 月から平成 20 年 3 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 10 年 2 月から平成 20 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 10 年 2 月から平成 20 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 10 年 2 月、平成 14 年 8 月から平成 15 年 8 月まで及び平成 18 年 9 月から平成 19 年 12 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 10 年 2 月、平成 14 年 8 月から平成 15 年 8 月まで及び平成 18 年 9 月から平成 19 年 12 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 10 年 2 月、平成 14 年 8 月から平成 15 年 8 月まで及び平成 18 年 9 月から平成 19 年 12 月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 10 年 2 月	14 万 2,000 円	17 万円	20 万円
平成 10 年 3 月から平成 11 年 9 月まで	14 万 2,000 円	20 万円	—
平成 11 年 10 月から平成 13 年 2 月まで	15 万円	22 万円	—
平成 13 年 3 月から同年 8 月まで	15 万円	26 万円	—
平成 13 年 9 月から平成 14 年 7 月まで	22 万円	26 万円	—
平成 14 年 8 月から平成 15 年 8 月まで	22 万円	24 万円	26 万円
平成 15 年 9 月から平成 16 年 8 月まで	22 万円	24 万円	—
平成 16 年 9 月から平成 17 年 8 月まで	22 万円	26 万円	—
平成 17 年 9 月から平成 18 年 8 月まで	24 万円	26 万円	—
平成 18 年 9 月から平成 19 年 12 月まで	24 万円	26 万円	28 万円
平成 20 年 1 月から同年 3 月まで	24 万円	28 万円	—

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：平成10年2月2日から平成20年4月1日まで

A社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額が、実際の給与の支給額や控除されていた厚生年金保険料額と相違しているため、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者が提出した給与明細書、A社及び日本年金機構が提出した賃金台帳により確認できる請求期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる次の表の第二欄に掲げる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成10年2月から平成20年3月まで（次の表の第一欄に掲げる期間）の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成10年2月	14万2,000円	17万円	20万円
平成10年3月から平成11年9月まで	14万2,000円	20万円	—
平成11年10月から平成13年2月まで	15万円	22万円	—
平成13年3月から同年8月まで	15万円	26万円	—
平成13年9月から平成14年7月まで	22万円	26万円	—
平成14年8月から平成15年8月まで	22万円	24万円	26万円
平成15年9月から平成16年8月まで	22万円	24万円	—
平成16年9月から平成17年8月まで	22万円	26万円	—
平成17年9月から平成18年8月まで	24万円	26万円	—
平成18年9月から平成19年12月まで	24万円	26万円	28万円
平成20年1月から同年3月まで	24万円	28万円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成10年2月、平成14年8月から平成15年8月までの期間及び平成18年9月から平成19年12月までの期間については、請求者が提出した給与明細書及びA社が提出した賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる上記1の表の第二欄に掲げる標準報酬月額及び厚生年金特例法による訂正後の第三欄に掲げる標準報酬月額を上回っていることから、平成10年2月、平成14年8月から平成15年8月まで及び平成18年9月から平成19年12月までの標準報酬月額については、第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書及び賃金台帳によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900325 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000025 号

第 1 結論

昭和 25 年 4 月 1 日から昭和 26 年 3 月 23 日までの期間について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 26 年 7 月 1 日から昭和 27 年 9 月 1 日までの期間について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 28 年 4 月 20 日から昭和 31 年 7 月 1 日までの期間について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月 1 日から昭和 26 年 3 月 23 日まで
② 昭和 26 年 7 月 1 日から昭和 27 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 28 年 4 月 20 日から昭和 31 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 25 年から昭和 31 年に A 社に入社するまでの間、駐留軍部隊の食堂で仕事をしてきた。勤務場所は、B 県 C 市の D 駅近くの部隊、同じ敷地内の E 部隊、F 税関近くの G 部隊、H 駅近くの I 部隊のそれぞれの食堂であるが、勤務期間については明確には記憶しておらず、部隊名も正確ではないかもしれないが、請求期間①、②及び③において正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしいとして、前回、訂正請求をしたが、記録の訂正は認められなかった。

今回、改めて訂正請求したのは、前回、勤務した順番を F 税関近くの G 部隊から H 駅近くの I 部隊としていたが、その順番が逆だったと思うこと、G 部隊は税関の建物の外に部隊の宿舎があり、勤務する場所が税関の建物の中にあったこと、E 部隊に勤務した時の同僚の姓を新たに思い出したことからである。忘れていたり間違っていると思うが、全て正社員として雇用され、保険料を控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、前回、請求者は、平成 30 年 9 月 13 日付けで訂正請求を行っているところ、i) 請求者が E 部隊に勤務した時の同僚として姓を記憶する者と同姓で同年代の者に係る厚生年金保険被保険者記録が J 渉外労務管理事務所 (K 部隊) に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できるものの、当該者の連絡先は不明であり、同被保険者名簿において被保険者として記録されていた者のうち連絡先が判明した複数の者に文書による照会を行ったが、回答を得られないこと、ii) 請求期間①当時、進駐軍労務者は国の事務所に使用さ

れる者として、厚生年金保険法の適用を受けることとされ、各地方に国の委任業務機関として設立された渉外労務管理事務所において被保険者として適用するとされていたところ、請求者が勤務地であるとするC市を管轄していたJ渉外労務管理事務所に係る記録を管理するL防衛事務所から、昭和25年4月から昭和31年7月までの人事記録及び厚生年金保険関係書類等を探索した結果として、請求者に係る連合国軍関係常備使用人登録票の提出があり、同登録票によると、請求者に係る記録は、J渉外労務管理事務所（M部隊）における厚生年金保険被保険者記録（昭和26年3月23日資格取得、同年7月1日資格喪失）と符合する記録（昭和26年3月23日雇入、同年6月30日退職）のみであり、当該記録以外はないことから、請求者の請求期間①における勤務実態について確認することができないこと、iii）B県の駐留軍関連の厚生年金保険の適用事業所に関する資料により、請求者が勤務した部隊として記憶する「E」、「G」及び「I」を部隊名に含む渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、請求期間①において、請求者の氏名は見当たらないことなどから、既に令和元年9月27日付けで、年金記録の訂正は必要ではないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

2 請求期間②及び③について、前回、請求者は、平成30年9月13日付けで訂正請求を行っているところ、i）請求者の主張及び収集した関連資料からは事業所を特定することができないことから、請求者の勤務実態について確認することができないこと、ii）「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号・厚生省保険局長通知）により、連合国軍要員のうち、非軍事的業務に使用される者及びハウス等個人的に使用されるに至った者については、昭和26年7月1日以降は政府の直備使用人としての身分を喪失することとなり、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舍施設、食堂、映画事業等に使用される者は、厚生年金保険の強制被保険者とならない取扱いとされたため、駐留軍部隊の食堂で勤務していたとする請求者は、請求期間②及び③当時、厚生年金保険の強制被保険者ではなかったものと考えられることなどから、既に令和元年9月27日付けで、年金記録の訂正は必要ではないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

3 これに対し、請求期間①、②及び③について、請求者は、前回、勤務した順番をF税関近くのG部隊からH駅近くのI部隊としていたが、その順番が逆だったと思うこと、G部隊は税関の建物の外に部隊の宿舍があり、勤務する場所が税関の建物の中にあったこと、E部隊に勤務した時の同僚の姓を新たに思い出したこと、これらのことを主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、L防衛事務所に対し、再度照会したが、回答内容及び提出資料は前回と同様に、昭和25年4月から昭和31年7月までの人事記録及び厚生年金保険関係書類を探索した結果として、J渉外労務管理事務所（M部隊）における厚生年金保険被保険者記録（昭和26年3月23日資格取得、同年7月1日資格喪失）と符合する記録（昭和26年3月23日雇入、同年6月30日退職）のみであり、当該記録以外は確認できない。

また、請求者が食堂に勤務した時の同僚として新たに姓を挙げた者と同姓の者に係る厚生年金保険被保険者記録がJ渉外労務管理事務所（K部隊）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できるものの、当該者は既に死亡しており照会することができない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間①、②及び③において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。